本件事案の概要図

当社

経営陣: 曾我社長ほか取締役1名

- ・収益の確保や株主の意向を優先・社内外に対して この関与を意図的に秘匿
- ・本件新規事業について十分 な議論等をしないまま登録拒 否要件に該当中である乙の提 案を協議等
- ・法令違反行為を当社経営陣 が主導して繰り返す

十分な知識及び経験を有する 役員を確保していない状況

報告徴取命令に対する虚偽報告

予定していない旨を報告株主による経営参画は

2

徴取命令(令和6年)株主変更に伴う報告

2

) 改善命令(平成2年)(※) 前回検査に係る業務

当社経営に参画

・乙が新たに金融商品仲介 事業(以下「本件新規事 業」)の展開を提案 ・本件新規事業の具体化のた

が不行利税事業の具体化のが めに、乙が取締役会への参加等を要請

検討委員会における審議 ・全く行わずに、本件新規 事業の提案を乙らと協議の 上、各種要請を受け入れ

業務改善命令違反

(※)株主の意向に沿った経営管理 態勢に起因する法令違反が認め られたことから、これを是正する 当局の命令に対し、外部有識者等 による検討委員会を立ち上げ、け ん制を図る旨報告

A社

(当社株主 (令和7年6月まで)) 甲代表取締役 |

> 株主の代理と称 するなどしていた

乙(A社アドバイザー) <u>登録拒否要件</u> に該当中 ▲

<u>実質的支配者</u> <u>乙</u> 営業員 丙

B社 (金融商品仲介業者)

無登録金商業で 登録取消処分

当局(関東財務局)

登録取消処分